



HokkaiGakuen Institute for
Northeast Asia Studies

HINAS Newsletter

北東亜消息

2015.12 No.189

【INFORMATION】

・HINASへの来訪者

*平成27年10月14～21日、来札

中国社会科学院城市发展与环境研究所 主任 庄貴陽

10月17日の公開講座で講演、テーマ「低炭素経済と気候変化政策」

*平成27年11月20～24日、来札

中国社会科学院世界宗教研究所 研究員 段琦

11月21日の公開講座で講演、テーマ「中国の都市化と宗教」

HINASと中国社会科学院との研究者交流により、後期に上記2名を招聘。後期公開講座の講師をお願いし、西川副センター長や関係者を集めて今後のあり方などについて話し合った。



・【公開講座より】

平成27年10月17日より後期公開講座が始まる。メインテーマは「東アジアの社会経済発展と思想」

【第1回目】は10月17日(土)に開催

●「低炭素経済と気候変化政策」

講師：庄 貴陽（中国社会科学院城市发展・環境研究所 主任）

コメンテーター：伊藤 昭男（北海商科大学教授）

【第2回目】は10月24日(土)に開催

●「韓国のキリスト教—なぜ韓国にはキリスト教信者が多いのか」

講師：水野 俊平（北海商科大学教授）

コメンテーター：竹野 学（北海商科大学教授）

【特別公開講座】は11月9日（月）14時～17時 共催：北海道大学大学院文学研究科

●「宗教からみる中国社会」

講師：卓 新平（中国社会科学院世界宗教研究所 所長） 通訳：佐藤 千歳（北海商科大学准教授）

コメンテーター：西川 博史（北海商科大学教授）、櫻井 義秀（北海道大学大学院文学研究科教授）

【第3回目】は11月21日(土)に開催

●「中国の都市化と宗教」

講師：段 琦（中国社会科学院世界宗教研究所 研究員）

コメンテーター：佐藤 千歳（北海商科大学准教授）

【第4回目】は11月28日(土)に開催

●「北海道の小町村の維持・発展を考える」

講師：目黒 聖直（国土交通省北海道開発局情報管理室長）

●「北海道新幹線の開業効果を高めるためにすべきこと」

講師：岸 邦宏（北海道大学准教授）

【第5回目】は12月12日(土)に開催

●「今年の中国を総括して」

講師：西川 博史（北海商科大学教授） コメンテーター：李 青如（中国社会科学院博士后生）

※特別公開講座の中国社会科学院からの卓新平所長は都合により来日できず欠席となる。

※第5回のコメンテーターの李青如氏は都合により来日できず欠席となり、伊藤教授も講師となった。

特別公開講座の配布資料より

北海商科大学公開講座「宗教からみる中国社会」北海道大学大学院文学研究科 教授 櫻井義秀

1 東アジアの宗教と政教関係

[東アジアにおける宗教文化]

—比較宗教学・比較社会学の立場

①一つの地域・文化・社会だけ見てもわからない。比べて初めてわかることがある。中国の研究者に聞いても、中国において自明の事柄が具体的な事象・言葉から語られるが、それが何を意味するものかは、日本の文化や言葉に関連づけて理解した方が早いことがある。

②宗教という単語は明治期に日本から中国へ輸出された概念。社会科学には和製漢語（共産主義もそう）が大量に中国に輸出されているので、共通の概念化が見られることもある。

③ともあれ、日本人として中国を見る際に、日本のメガネをかけていることの利点と欠点を自覚しながら考えることが必要。

④なお、その際、他の東アジアの諸国との比較も含めると、より中国のことがわかる。今回は時間がないので他国の例は説明しない。日本の宗教文化と政教関係は必要に応じて取り上げる。

—宗教文化の構造

①宗教文化の基層では地域ごとに儒仏道の三教が独自のやり方で習合して民俗信仰となり、祖先崇拝や巫俗、ト占が日常生活を構成する主要な儀礼となっている。

②基層信仰の上位に仏教や道教の宗派、外来宗教の教派による教団宗教が位置し、人々を信者として組織化している。

③しかしながら、それらの諸教が政治権力を正当化するほどの権威を持つことはなく、むしろ権力に庇護・許容されながら宗教活動のスペースを確保してきた。

ー東アジアの宗教状況

①日本が植民地主義国家として台頭：日系宗教の開拓布教が神道、仏教、キリスト教の各宗派・教派によって行われ、新宗教も日本人の宗教として東アジアに拡大していった。

②戦後は日系新宗教 SGI の韓国進出、韓国系キリスト教の日本宣教/韓国系カルトの流入、一貫道の布教などが散見される。

表 1 東アジアの宗教史概況

	仏教	神道・儒教	道教/巫俗	キリスト教/イスラーム	新宗教・スピリチュアリズム
日本	6,8-10 鎮護国家仏教 11-13 寺社仏教 14 鎌倉新仏教 17-19 寺壇制度 20 近代仏教・宗派仏教	ー19 神仏習合・修験道 伊勢神道 17-19 朱子学・国学 19-20 国家神道・教派神道	10- 陰陽道・修験道・風水 鬼道 卑弥呼 -現代 イタコ・ユタ 拝屋・新宗教の教祖	16 イエズス会・キリシタン大名 17-19 潜伏キリシタン 19-20 宣教と拡大・停滞 20 マスジット	18-19 民衆宗教・新宗教の発生 20 新宗教の隆盛・カルト問題 スピリチュアリティ・ブーム
韓国	6,8-14 仏教の興隆 15 王朝による弾圧 20 再生と興隆	13-19 儒教の隆盛 宋明理学 祖先祭祀・祭礼	祖先祭祀 巫俗 ムーダンによるクッ	18 カトリック 19 プロテスタント宣教 リバイバル・反植民地運動・国民の約3割に拡大	19 東学(天道教)・反植民地運動 20 日系新宗教・キリスト教系新宗教・スピリチュアリズム
中国	1 漢訳仏典と学派・宗派の形成、廃仏政策の交代 玄奘三蔵 天台・禅 20 人間仏教 文革による弾圧 中国仏教協会	前 5- 孔子 孟子 儒家思想 12 朱熹 16 王陽明 20 新儒家 共産党による弾圧と再評価	老子 神仙思想 20 正一教・全真教 文革による弾圧と復興 中国道教協会 廟信仰 多数の神々(黄帝・関羽・財神等々) 媽祖と天后廟	7 ネストリウス派(景教) 16 イエズス会 19 プロテスタント宣教 20 文革による弾圧 三自愛国教会 家庭教会興隆 回族・中国イスラーム協会 清真寺	2 太平道(黄巾の乱) 19 太平天国の乱 20 法輪功の隆盛と禁止
台湾	19-20 日系仏教宗派の布教 齋教 20 中台山、法鼓山、佛光山、靈鷲山、慈済基金会による仏教復興		19-20 正一教・閩山派 媽祖廟・行天宮 尪姨・童乩	19 原住民宣教 20 長老派教会・真耶穌教会 清真寺、外国人労働者	一貫道 日系新宗教 1987 信教の自由
香港	20 寺院・道場・遺骨安置施設	20 新儒家・思想研究	道観 閩帝・媽祖廟 黄大仙	19-20 聖公会他各教派 教会・慈善団体・NPO 多教 清真寺	一貫道

[東アジアの政教関係]

ー東アジアでは古代より近代まで政治権力から自立し得た宗教団体はなかった。もちろん、仏教では出家者集団が王権から相応の対応を受けていたことは事実だが、政治権力に影響力を行使しうるほどの政治的・経済的基盤は持ち得なかった。例外的にチベットにおける宗派の長や日本における中世の寺社や浄土真宗教団が封建領主でもあった。むしろ、政治権力は仏教や儒教(朱子学)を統治の正当化に利用したのである。外来宗教、とりわけキリスト教は近代まで宣教活動が認められなかったために拠点を形成することができず、現代において信教の自由が保障されるまで教勢を拡大することができなかった。新宗教や民俗宗

教は権力の支配が及ばない地方や私的領域（村落や家族）において存在を認められたが、中国が淫祠・邪教と呼んだように正統的な宗教文化ではなかった。

一四カ国は西欧による開国圧力を受けて近代化政策を始めたのが一九世紀後半からであるが、中国・朝鮮半島において最大の不安定要因が日本の植民地主義であった。台湾・朝鮮半島では植民地政策・同化政策が行われ、日本の神社・寺院・キリスト教会が教線を延ばしてきた。

一日本は一八六八年の明治維新から一九四五年の太平洋戦争の敗戦まで、国体と皇室の祭祀を核とする国家神道政策により国民統合を果たし、戦後も国家の一体性・一貫性を失うことはなかった。

表 2 東アジアの近代化と政教関係

	近代	現体制	政教関係の変化
中国	1856 アロー号戦争 1859 天津条約 1895 日清戦争・下関条約 1912 清王朝終 中華民国成立 1927-37 国共内戦 1937-45 日中戦争 1945-49 国共内戦	1949 中華人民共和国成立 1966-77 文化大革命 1978- 改革開放	マルクス主義唯物論 公認宗教制 宗教の抑圧・旧習の打破 宗教文化として保護
台湾	先住民 移民 清 1885-1945 台湾総督府(日本) 1945- 中華民国	1949 国民党が台湾に移動 1949-86 国民党独裁 1987- 総統直接選挙 自由化	国民党の政策に追従した宗教活動 自由化により 4 大仏教の活性化
香港	1842 南京条約 1860 北京条約 イギリスに割譲	1860- 英国植民地 1997- 中国へ返還 一国二制度	宗教への統制なし キリスト教優遇
韓国	1876 江華島条約 1895 甲午農民戦争 1897- 李王朝が大韓帝国を樹立、以後日本介入 1910 李王朝 (大韓帝国) 終 1910-45 日本植民地	1945- 光復(独立) 1948 大韓民国 1950-53 朝鮮戦争 1972-86 維新体制 1987 民主化宣言 自由化	宗教への統制なし ただし、維新体制期は翼賛団体のみ許容 この間キリスト教成長
日本	1868 江戸幕府 終 1868-1945 大日本国帝国 1945- 日本国	1868- 一貫して日本政府 1945 年 太平洋戦争後アメリカ統治を経て、新憲法を施行	明治・大正・昭和初期 宗教統制 戦後 宗教への統制なし

2 福祉制度の確立と多元化

[東アジアの福祉レジーム]

エスピン＝アンデルセンにより提案された福祉の制度的形態を意味する (エスピン＝アンデルセン,2001)。彼は、①就業の有無が福祉的サービス受給の条件になっているか、②福祉サービスが社会的な財の再配分機能を担うか否かに着目して、北欧の社会民主主義（税による福祉サービス重視）、英米のアングロサクソン諸国の自由主義（自助努力重視）、大陸ヨーロッパ諸国の保守主義（社会保険・企業の福利厚生重視）の三形態があることを指摘した。

社会福祉の制度化にいち早く着手したのは日本と中国である。日本は福祉国家型、中国は社会主義型を目指した。

表 3 東アジア諸国の社会福祉制度

	社会保障の法的根拠	公的扶助	医療・介護	年金	失業給付	社会福祉団体
日本	1946 日本国憲法 25 条生存権及び戦後の生活困窮者・傷痍軍人等への対応	1946 生活保護法 1949 身体障害者福祉法 1951 社会福祉事業法	1961- 国民健康保険 2000- 介護保険	1959 国民年金法(1961- 国民皆年金)	1947-74 失業保険 1974- 雇用保険	1951- 社会福祉協議会 1948- 民生委員・児童委員 消防団・町内会 NPO
韓国	1963 社会保障に関する法律 以後、70-80 年代に制度の充実	1961 生活保護 2000- 国民基礎生活保護制度	1964- 産業災害保険 1977- 健康保険 (1989- 国民皆保険)	1988- 国民年金(1999- 国民皆年金)	1995- 雇用保険	1952 韓国社会福祉協議会 1961 人口保健福祉協会 1998 社会福祉共同募金会

台湾	外省人対応（軍人・公務員・教員）の福祉政策が先行し、1987以降に充実化	1980 社会救助法（1997改訂） 1980 障害福利法（1990改訂） 1993－中低收入老人生活津貼 1995－老年農民福利津貼	1950 労工保険 1953 軍人保険 1958 公務員保険 1995－全民健康保険（国民皆保険）	1949 軍人退職制度 1948 公務員退職制度 1985 劳基法退職制度 2008－国民年金（皆年金）	1999－失業保険	1994－老人福利推動聯盟
中国	1951 中華人民共和国労働保険条例（単位） 1958 人民公社（農村）によって、都市部では完全雇用・完全給付、農村部では自給自足を目的にしたが、1980年代に破綻し、新制度の整備に至る	1990－中華人民共和国残疾人保障法 1993－城市居民最低生活保障制度（1999に全国実施） 1994－農村居民最低生活保障制度（2007全国実施）	1998－城鎮職工基本医療保険制度 2003－新型農村合作医療制度 2007－城鎮居民基本医療保険制度	1991－城鎮企業職工基本養老保険 2009－新型農村社会養老保險 2011－城鎮居民社会養老保險	1996－工傷保險 1999－失業保險	社区 －居民委員會 －社区服務站
香港	1950年代の中国移民増加により行政府の福祉制度の確立、都市計画の実施	1971－現金公的扶助制度 1993－総合社会保障援助制度(CSSA) 2013－長者生活津貼	公的医療保険なし	2000－強制性公積金	1953－雇用条例 失業保險なし	1947－香港社会服務連会 1996－長者安居協會 －東華三院 Hong Kong Christian Service 等 NPO

中国の社会主義型福祉は、当初から都市と農村を二分する戸籍制度に対応して構築され、都市の国有企業労働者と家族を対象とした「単位」における住宅、医療、教育、余暇活動にわたる保障と、農村部の人民公社一生産大隊一生産隊における低レベルの保障に分けられた。しかし、毛沢東の大躍進政策や文化大革命によって社会発展は大いに遅滞した。七八年から鄧小平による改革開放政策が始まったが、市場経済の導入によって国有企業は経営不振に陥り「単位」制度が崩壊し、国有企業（政府）全額負担の社会保障モデルが維持できなくなった。また、農家生産請負制が導入された農村では人民公社が解散され、郷鎮政府と郷鎮企業、個々の農家に分化され、農家間・地域間の格差が増大した。農民工に都市戸籍や都市部における社会保障は与えられず、近年の社会保障制度も、都市部と農村部が別立てであり、格差の温存は社会的不満を増大させる。

表4 東アジア諸国の人口変動

		1950	1970	1990	2010	2030	2050
高齢化率	日本	4.9	7.1	12.1	23.0	31.3	38.8
	韓国		3.1	5.1	11.0	24.3	37.4
	中国	4.4 (1953)	3.6 (1964) 4.9 (1982)	5.6	8.9	16.23	23.07
	台湾			6.2	10.74	23.9	
	香港		4.5 (1971)	8.7 (1991)	13.4(2011)	26.5(2031)	
合計特殊出生率	日本	3.65	2.13	1.54	1.39		
	韓国		4.56	1.57	1.22		
	中国	5.81	5.81	2.31	1.8 以下		
	台湾	7.04 (1951)	3.71 (1971)	1.81	0.90		
	香港		1.97 (1971)	1.28(1991)	1.2 (2011)		

表5 経済成長率と社会保障関連給付金の GDP 比

	日本	韓国	中国	台湾	香港
経済成長率 前年度 GDP 比	1.54	2.78	7.67	2.11	2.94
社会保障関連給付金の GDP 比(2009)	22.2	9.6	4.6	3.5 (2005)	5.7(2007)

3 中国の宗教と政教関係

概況

中国に公式の宗教人口調査資料はなく、公式文書や各種調査報告から概要を知るしかない。『宗教事務条例』は一九九七年一〇月の現状として、天主教四〇〇万人（会堂四六〇〇）、基督教一〇〇〇万人（教会・布教所三万七千カ所）、イスラーム一八〇〇万人（清真寺三万寺）、仏教では一万三千寺（チベット仏教は三〇〇〇寺、上座仏教は一六〇〇寺）、道教の宮観は一五〇〇カ所としている（国家宗教事務局政策法规司編、五五一）。仏教と道教に関しては寺院や宮観ごとに信徒を把握していない為に宗教人口を推測することはできない。中国宗教研究者として評価の高いヤンフェンガンが最新のデータとして書籍で紹介している新聞社の資料では、二〇〇九年時点における信者人口は天主教五三〇万人（会堂は六千カ所）、基督教一六〇〇万人（教会は五万八千カ所）、イスラームが二一〇万人（清真寺三万五千カ所）であり、寺院が二万カ所、宮観が三千カ所とされる（Fenggang:2012, 93-94）。中国では天主教・基督教・イスラーム・仏教・道教のみが公認され、その他の宗教団体の活動は原則認められないので、非公認の宗教や施設の資料はない。

政教関係

中華人民共和国憲法（一九五四、一九七五、一九七八、一九八二年に採択）ではいずれも宗教の自由が認められている。一九八二年採択の第三六条では、①国家・社会団体・個人は公民に対して宗教の信仰と無信仰を強制してはならない、②国家は宗教を保護するが、宗教を利用した社会秩序の破壊は認められない、③宗教団体は外国勢力の支配を受けない、と規定されている。日本の憲法二〇条の信教の自由の規定と比べると①はほぼ同じだが、②と③が中国独特の制度と言える。つまり、保護というのは利益供与ではなく、共産党が宗教団体を公認し指導することを意味する。また、外国勢力とはカトリックにおけるローマ法王庁や海外の宣教団体、新宗教の海外布教が意図され、亡命したダライ・ラマによるチベット仏教への影響力も阻止する。

中国の宗教政策の変遷を見るとおおよそ三つの時期に区分される。

第一期は一九四九年の中華人民共和国成立から文化大革命が終結するまでの宗教抑圧の時代である。上記の五大公認宗教は一九五三年から五七年にかけて中国〇〇教協会を設立し、傘下の宗教施設は行政と密接な関係の中で運営されることになった。

しかも、一九六六年から一〇年間続いた文化大革命によって大打撃を受ける。これが第二期であり、人民公社と大躍進計画の失政により実権を失っていた毛沢東が巻き返しに出て、毛沢東思想を学習した青少年が紅衛兵として知識人や実務派をつるし上げ、自己批判を強要する運動が全国に拡大した。毛沢東の無神論が至上の宗教論となり、紅衛兵が宗教施設を破壊し、宗教者に暴力がふるわれたのである。チベットでは寺院の破壊、僧侶の強制還俗・投獄があった。一九七六年に四人組が逮捕されて文革が集結するまで、中国には毛沢東崇拜という代理宗教が全土を覆った。

第三期はハードな統制からソフトな統制に移行した鄧小平・江沢民・胡錦濤の時代である。この時期は総書記の講話が宗教政策の骨子を形作ることになる。江沢民は民族と宗教への対応に神経を使い、信教の自由と宗教の独立自主に加えて、①法による宗教事務の管理と、②宗教の社会主義社会への適応という談話は、後の宗教政策を方向付けるものになった。

二〇〇四年に「宗教事務条例」が制定され、宗教団体の設立、施設の運営と活動の管理、教職者の人事や資産管理、法的責任という原則が定められ、その下に詳細な宗教法規が規定されていく。公認宗教であっても公認された施設の外部で布教活動を行うことは原則認められていない。また、宗教の社会主義社会への適応という方針に関しては、一つは胡錦濤の「科学的発展観」と「和諧社会」に資する宗教の社会貢献が積極的に求められ、もう一つは宗教を文化資源として活用する方向（伝統的祭礼や仏教寺院の復興とツーリズム）を官民一体で推進した。

この時期には、宗教政策が抑圧から緩和に転じたために公認宗教の教勢が伸張するが、人々の宗教に対する欲求も増大した。中国で一九八〇年代から九〇年代にかけて伸びた非公認の宗教として、①キリスト教の地下教会（家庭教会）、②気功などの治病・健康法、③チベット仏教があげられる。一九八〇年代に李洪志によって設立され九〇年代に勢力を伸ばした法輪功は、政府の統制に抗議して中国政府要人が居住する中南海を信者で包囲する抗議活動を行ったことから、江沢民が一九九九年に活動を禁止した。

社会福祉

潮州地方では、清末の一九世紀末期にローカルな「大峰祖師信仰」と結びついた慈善結社の善堂が現れ、民国期に大きく発展した。そして、一九世紀に始まった潮州人の大量移住とともに、タイやマレー半島を中心に東南アジアにも伝わり、華人社会の相互扶助的組織として、また現代ではタイのように政府の地域福祉を補完するような慈善活動を展開している。中国本土では中華人民共和国成立と共に公益活動が全て行政に移管されたが、改革開放以降、海外の華人団体から支援を受けて善堂が復興し、養老院・診療所・貧困者支援・奨学金支給などの活動をなすところが出てきているという。

キリスト教では、天津条約締結以後、布教権を獲得した西欧諸国は宣教師を派遣し、布教と社会事業（カトリックの修道会による病院、学校、福祉施設の設立など）を行っていた。しかし、上述のようにキリスト教の三自愛国運動（中国人による教会の自治・自養・自伝）が進展し、外国人宣教師が追放され、宗教統制が制度化されるに至って中国の宗教は公共的領域から排除された。長い抑圧の時代を経て一九九〇年代以降、カトリックでは養老院を設置、仏教寺院が安養院を付設する動きが出てきた。また、二〇〇〇年代には辺境地域にはワールドビジョンなどのNGO団体が地域福祉の活動を展開するようになった。

しかし、こうした宗教による社会事業が公共的活動として認められることは当分の間ないのではないかと。中国共産党は無神論の立場に立つが、秩序を乱さない限りにおいて信教の自由を保障し、保護的政策を取る。中国の宗教研究は近年非常に盛んになっているが、宗教が国家による和諧社会の実現や社会政策にどのように協力していくのかという論考が顕著であり、宗教は「宗教文化」として伝統文化保護やツーリズムの対象となることで安全地帯を確保しているようにも見える。市民社会形成のアクターになるような地位は与えられていない。その点において、中国本土と比較して台湾の宗教は大いに伸張したと言えよう。

4 結論—宗教の公共領域（政治・福祉）への進出を軸に

東アジアの近現代化には日本の植民地主義や戦後の経済交流が大いに関わっており、特徴のある国民社会が形成されてきた。一九世紀後半から二〇世紀前半までキリスト教の宣教や社会事業が国家の福祉的機能を代替した時代では、四カ国の宗教が社会的領域に関わるやり方には共通点が多かった。しかし、戦後、日本は敗戦国でありながら東西冷戦体制の狭間で経済復興を成し遂げたのに対して、中国・台湾は国家としての正統性を争い、中国は社会主義国から改革開放を進める共産党が統治する資本主義国家として独自の発展を遂げてきた。台湾・韓国は隣国と対峙するために権威主義的な開発独裁体制が長く続き、民主化は一九八〇年代後半を待たねばならなかった。日本が戦時中占領した香港は植民地統治下から中国統治下に移行し、経済発展のために格差や制限された自由を代償とせざるをえなかった。二〇世紀が終わるまでの社会福祉制度や宗教団体が社会的領域に参画できる政治的機会構造は四カ国ともかなり異なるものとな

った。

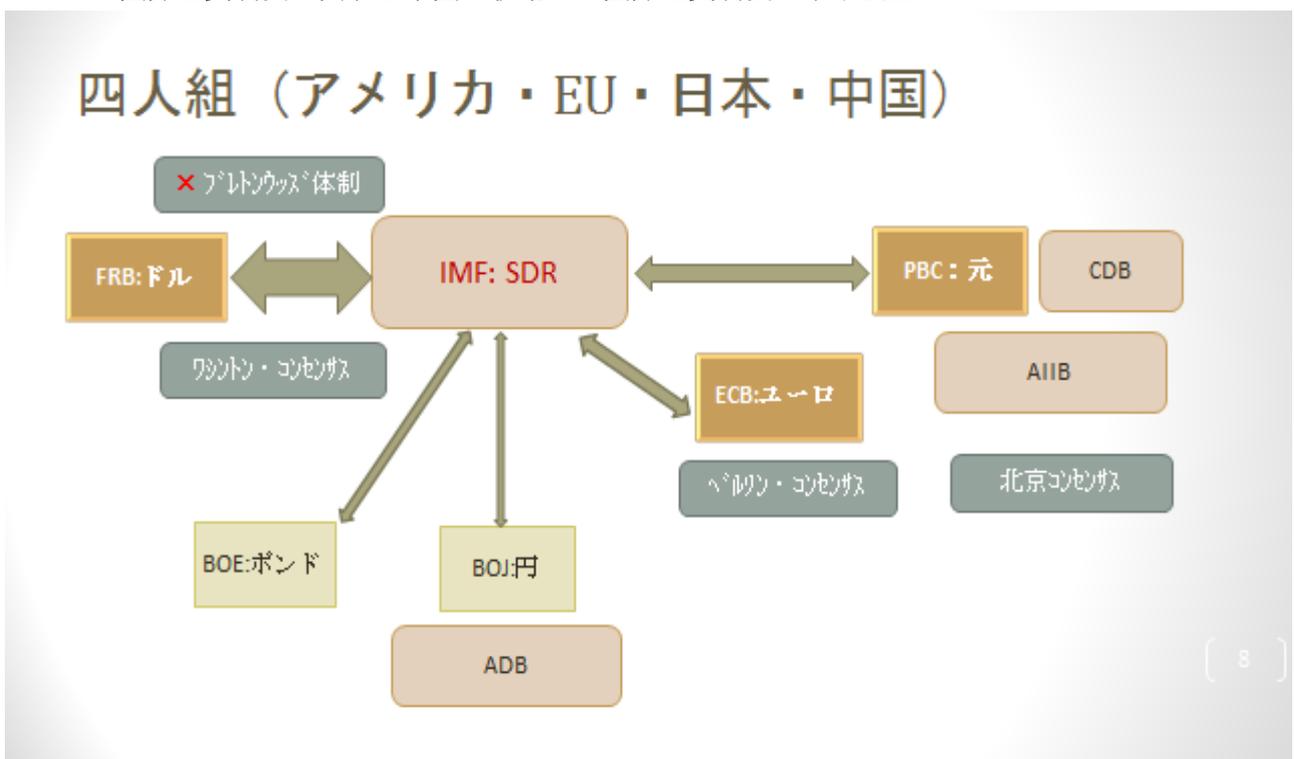
しかしながら、東アジア諸国は稼働人口が被扶養人口を大いに上回った成長の時代を経て日本を筆頭に少子高齢社会へ転換しており、日本は福祉多元主義を迎え、中国は社会主義に代わる社会保障や福祉の制度化を模索、韓国と台湾、香港は社会保障・福祉関連支出に財政が圧迫される状況を共通して迎える時代に入った。そのために、東アジア諸国は社会福祉において共通の課題を抱え、その解決のためにさまざまな社会集団にケアやサポートを委ねたり、行政と連携したりせざるをえない時代に移行しつつある。韓国・台湾・香港では宗教による社会事業が継続的になされる一方で、日本や中国では、全く別の理由からではあるが、政府と市民がキリスト教団体や仏教団体が公共的空間に参入することにためらいをおぼえるだろう。

宗教が公共的領域で存在感を増し、現実にはさまざまな支援事業を展開するには、少なくとも東アジア諸国では歴史と政治の壁を乗り越えなくてはならないのである。

本レジュメでは資料出典・註・文献を割愛している。詳細は、櫻井義秀・外川昌彦・矢野秀武編『アジアの社会参加仏教——政教関係の視座から』（北海道大学出版会、2015年）。

【第5回目】の12月12日(土)に開催した「今年の中国を総括して」より
国際通貨制度と中国経済 講師：伊藤 昭男（北海商科大学教授）

- 目次
1. 国際通貨制度の現状
 2. SDR について
 3. 中国の経済発展メカニズム
 4. 中国経済の懸念要因
 5. 国際通貨制度の脆弱性と中国経済
 6. 国際通貨制度に関する中国の戦略
 7. 国際通貨制度の未来展望



「国際通貨制度と中国経済」に対するコメント 講師：西川 博史（北海商科大学教授）

*国際通貨制度に対する中国の戦略に関連して

1. アメリカ（ドル）を基軸にした国際通貨制度に人民元は対抗できるか。

AIIB（アジアインフラ銀行）は、通貨の国際的な存在感を計る指標としての①主要通貨の貿易決済額比率において1%の人民元（2014.4-15.3、比較；ドル41.6%、ユーロ36.6%、ポンド4.3%、円3.3%、その他13.2%）、②各国の政府や中央銀行が保有する外貨準備（為替介入や対外債務の支払い原資）において1%未満の人民元を国際通貨にする役割を果たさせることができるであろうか。新聞報道によれば、AIIBの発足当初5-6年間の年間融資規模は100-150億ドル（約1兆2300億円から1兆8500億円）なるとの見通しが発表された（初代総裁金立群氏）。貸付対象国は、「一帯一路」地域の諸国となるだろう。ドルでの貸付とドルでの返済が資金循環の基本になるのであれば、特に現状を大きく変化させるものではない。それが「地域ブロック化」を促進するとしても、そのことによって人民元がより国際化することへの大きな期待は見いだせないといえよう。ASEANという規模の大きい「地域」（人口6億人とされるASEAN10の経済規模は2兆5700億ドル＝約308兆円、日本の約半分）が経済のグローバル化によって世界経済に飲み込まれるだけであり、成長地域がもう一つ加わるだけで、そのことによる世界経済の動向はより複雑になるが、人民元の国際化を促すわけではない。だが、このAIIB融資に付随する人民元融資がどのようなメカニズムで、どのような規模で、この地域に浸透していくか、それは予測がつかないとしか言いようがない。

2. とはいえ、予測できる事柄について、指摘しておかなければならない。それはASEAN経済共同体（AEC、ASEAN Economic Community）の年末の発足（11.22、この共同体発足に各国首脳が調印、15年末を目途にアセアン経済共同体を発足させる）がいかなる統合をもたらすか、であろう。アセアン経済共同体では、

①ヒト・モノ・カネの動きを自由化。関税撤廃し、より活発な貿易を促進。

②アセアン出身者の域内移動は既に短期滞在ビザ不要。今後、熟練労働者から順に域内移動を促進。

③競争力向上で周辺の大国へ輸出拡大、ASEAN域内のさらなる成長を目指す。

これまでのところ、達成にメドがついているのは、モノの移動（域内関税の撤廃＝タイ、マレーシアなど先行6カ国でほぼ完了、カンボジアなど後発4カ国も18年までにほぼ完了）だけで、通関手続きの円滑化（改善のテンポは遅い）、専門家の移動自由化（建築士など8分野で合意するも実効性に疑問）、金融機関進出の規制緩和（域内で相互に融資業務ができる制度を導入したが、認定金融機関はなし、EUのような通貨統合もしない）、サービス業の規制緩和（外資の出資比率を高める議論に遅れ）では、進展が不十分とされているし、関税以外の障壁の撤廃に至っては、議論さえされていない状況にある。アセアン経済共同体の進捗状況は現在8割程度といわれる。15年末までわずか、現時点での80%が十分なのか、よく分からない。「ASEANはまだまだこれから」といったほうがよさそうである。しかし、世界の各国は、この地域への進出を企図していることはいまでもなく、懸念されることは、「改革開放」を経た中国がもう一つ生まれるのではないかということである。

3. 「もう一つの中国が生まれる」ということはどういうことか、ということが次に問題になると思います。もちろん、70年代の中国を知る私としては、人々の生活が豊かになり、世界中の人々との交流が便利に可能になり、どこにいても世界のものに触れることができ、交流を通じての文化の豊かさを満喫できるようになったことを否定いたしません。しかし、その反面、資本主義世界（市場経済の世界、物質的豊かさだけを追求する世界等）がもたらしている多くの弊害も考えなければならない時代に来ていると思います。

こうした弊害を考慮して、来るべき世界に希望をつなぐとしたら、先発国も、後発国も、各国が同じように抱え込んでいる農業・農村問題をいかにして解決していくかということであると思っている。

時間が許す限り、いくつかの問題を提起したいと思いますが、特に、中国の農業・農村問題を一つの例示に挙げながら、これを資本主義システムの弊害と関連付けて取り上げたいと思います。

1) 資本主義システムとは異なるアジア農業。

資本主義は、資本家と労働者の2大階級への分離と、分業と協業（生産過程の一部のみを担当する単位の組み合わせ）を基礎にする生産システムからなり、市場を通して初めて製品が価値実現される。農業はどうであろう。しかも、東アジア（北東アジア+ASEAN）全体の農業についていえば、アメリカのコンテキストにおけるような単純な農業問題ではない。東アジアがアメリカのような数百ヘクタールもの土地を所有する農業経営のあり方に則る農業政策を、兼業化した小農経営に当てはめようとするなら、しかも市場経済というシステムを前提にして、実施しようとするなら、悲惨な結果をもたらすことは、明らかである。

2) 工業化と都市化によって浸食される農村・農業。

工業の発展と農地の減少は比例関係にある。農地の減少による食糧生産の減少は、農業生産力の増大と他国からの輸入によってしか賄えない。前者に限界があるとすれば、輸入に頼るほかなく、さらに農地は減少する。農業生産力の拡張に力を入れるとすれば、環境汚染の付加に目をつむるか、粗悪品の生産に走るほかない（遺伝子操作の農産物もこれに含まれる）。

中国では、1億ほどの農民で農業が可能であるとする意見もある。それはすべてが市場経済化された場合を想定してのことで、「自給」という概念を市場経済に反するとして放棄したイデオロギーに立脚している。忘れてならないことは、5000年の中国の歴史において、農村の社会的管理は一貫して「コミュニティの自治=収入と福祉の結合」であったということである。このシステムにメスを入れたのは「人民公社」制であり、いまこそ「人民公社」とは何であったかを問わなければならない時にきている。いまや農村コミュニティを支えてきた「均田免税」（農村コミュニティの「非市場化」ともいえる）の実現に取り組むべきであろう。

3) 環境問題への対処の仕方。

環境汚染から完全にフリーな場所は世界中にあるだろうか。どうやって見つけ出せるか。こういう言い伝えが昔から中国にはある。「中国にないものはない」。確かに、中国にある。それは、砂漠である。砂漠の農地化を実現するしかない。

4) 中国的発展の独自性は何処にみられるか（50・60年代の中国の躍進）。

5) 思いつくまま。日本でのTPP参加の議論、中国におけるASEANの統合を前提としたAIIBや「一帯一路」構想は、「自由貿易が成長をもたらす」という「幻想」に振り回された「熱狂」にすぎない。その問題点は、現在の深刻な経済危機を見誤らせることにある。現在の経済危機は、資本主義の根底に存在する世界的規模での「過剰生産」恐慌に由来する。したがって、貿易自由化による安価な製品や労働力の「成長地域」への流入は、さらなる世界規模での供給過剰を意味するだけである。外需頼みの「輸出主導型」成長は過剰製品のたんなる場所替えにすぎない。保護貿易を唱えることも事態の根本的解決には通じない。各国が資本主義システムからの「脱皮」を果たせるかどうかという、岐路に立たされているように思える。

「ブレトン・ウッズ体制」が崩壊したということは、「商品の国際価格の安定と貿易の円滑な決済システムを通して、世界をアメリカ企業の障壁なき統一市場に作り替える」というアメリカの企図が挫折せしめられ、「国際通貨制度の未来展望」に托された企図は、このアメリカにとって代わって、中国企業がアジア地域を基盤にしつつ、世界に統一市場を構築するということなのであろうか。中国は「あだ花」を咲かすつもりなのか。

ASEAN への自由貿易の強要は、かつて、「互恵性」と「共存共栄」を標榜して、アジアとりわけ中国市場への自由で均等なアクセスを世界に要求したこととどこが異なるだろうか。SDR を拡大することに、未来の通貨体制の展望を託せるとしたら、なぜ、ブレトン・ウッズでケインズ案（バンコールという仮想通貨によって世界的な貿易均衡を図る）が抹殺されたかの意義を問うべきであろう。このバンコール仮想通貨が現在の SDR と異なって、これをため込んだ国にペナルティを課したからなのか。あるいは、「貧富の格差」それ自体を問題にしていたからなのか。格差は、資本主義に必然であり、またいつも「富」の側に居なければならないとする強国の論理は、「自由貿易」をイデオロギー化しているにすぎない。

こうしたなかで、選択すべき唯一の道は、「貿易か自給か」の道であろう。もちろん、現実には、完全な自由貿易も、完全な自給もない。求められるのは、「構想」の転換である。それは、国有という概念を市場経済を前提とする「非効率化」という束縛から解放し、一切の剰余価値から生じた国家資産であることを徹底させる改革を行い（だから腐敗追放という運動には、その不正が労働者の剰余価値たる資産を私有化させた問題として捉える視点が必要）、中国的特色のある社会主義原則に合致する社会主義的所有制を貫徹させるべきである。現在、この国家所有制（人民所有制）は、「効率化」という名分の下でさらに細分化され、政府の各機関所有制へと移行しているとみてよいだろう（「利改税」により、国有機関も、税金を納める機関になる）。それが腐敗の温床であるといえる。なぜなら、各機関は、国有資産とその収益をいかなる意味においても独占あるいは所有する権利を有さないからである。

これに関していえば、国有資産の分配としてのシステムを導入（例えば、勤続年数や貢献度など）すべきであり、そうすれば、住宅や不動産の「バブル」など発生の余地がない。こうした分配してシステムが機能するなら、株式市場で高蓄積を図ろうとする動機はなくなる。

【中国ニュースの紹介】

（1）中国、個人の住宅譲渡営業税見直し

中国の財政省と国家税務総局は国务院の承認を経て、2015年3月30日、個人の住宅譲渡営業税政策を31日から見直す事を発表した。その内容によると次の通り。

2011年から今まで実施されている制度では、個人が購入から5年未満の住宅を売却→営業税を全額徴収。5年超（5年を含む）の非普通住宅を売却→売却収入から購入価格を差引いた差額に営業税を徴収。購入から5年超（5年を含む）の普通住宅を売却→営業税免除。

今後の変更では、個人が購入してから2年未満の住宅を売却→営業税全額徴収。2年以上の非普通住宅を売却→売却収入から購入価格を差引いた差額に対し営業税を徴収。2年以上の普通住宅を売却→営業税免除。今回の税制見直しは不動産市場の健全な発展促進を目的としている、と説明している。

（2）中国の18主要都市で4月の住宅販売価格が上昇

2015年5月18日、中国の国家統計局が発表したデータで次のことが明らかとなった。中国の70大中都市の4月の住宅販売価格は前月に比べ新築分譲住宅で若干上昇が18都市

(下がったのが 48 都市、前月並みが 4 都市)、中古住宅で若干上昇が 28 都市 (下がったのが 34 都市、前月並みが 8 都市) であった。

価格上昇は主に一線都市と少数の二線都市に集中し、北京、上海、広州、深圳の 4 一線都市の上昇幅の最高は新築分譲が 1.8%、中古が 2.4%だったが、大部分の三線都市は依然下がった。

前年同月比の住宅価格は大部分で下落。そのうち新築分譲住宅価格の下げ幅が前月より縮まったのは 15 都市 (前月より 12 都市増える) で、中古住宅では 22 都市 (前月より 11 都市増える) であった。

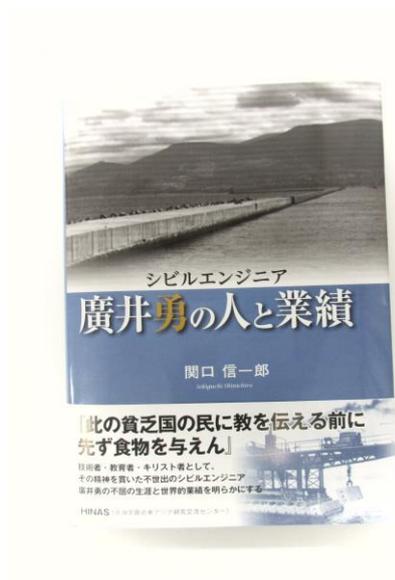
(以上、典拠は中国通信)

【出版事業の紹介】

平成 27 年度の HINAS の出版事業として、11 月に次の本が出版されました。

出版物 「シビルエンジニア 廣井勇の人と業績」

著 者 関口 信一郎 (日本データサービス株式会社 取締役 副社長
北海学園大学大学院非常勤講師)



北海学園北東アジア研究交流センター[HINAS ハイナス]

〒062 - 8607 札幌市豊平区豊平 6 条 6 丁目 北海商科大学

TEL : 011 - 841 - 1108 FAX : 011 - 841 - 1109

<http://www.hokkai.ac.jp/hinas> E-mail:hinas@hokkai.ac.jp